

姫 監 公 表 第 7 号

平成25年4月18日

姫路市監査委員	井 神 暁
同	小 林 茂 信
同	長谷川 任 武
同	坂 本 学

住民監査請求（市長公用車不正使用の住民訴訟に要した弁護士費用等の返還請求について）に係る監査の結果について

平成25年2月22日に受付した地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

姫路市民

2 請求年月日

本件市長公用車不正使用の住民訴訟に要した弁護士費用等の返還請求についての住民監査請求（以下「本件請求」という。）に係る請求書（以下「本件請求書」という。）は、平成25年2月22日に提出されました。

3 請求人の主張

本件請求書に記載された請求の趣旨は、次のとおりです。

石見市長が公用車を不正使用したことにより姫路市を被告とし住民訴訟が起こされ、神戸地方裁判所は石見市長が裁量権を濫用し公用車を使用したとして、「姫路市は石見市長に対し、29,117円を支払うよう請求せよ。」との判決が下された。

この判決にもとづき石見市長は29,117円を姫路市に返還した。

上記裁判の訴訟費用16,695円及び弁護士費用601,302円の計617,997円を姫路市が負担した。

判決のとおり石見市長は裁量権を濫用し、私的目的で公用車を使用したであり、訴訟費用、弁護士費用は市民が負担すべき合理的理由はなく、石見市長個人が負担すべきである。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え石見市長が裁量権を濫用し公用車を使用したことによる住民訴訟に係る費用を姫路市が石見市長に対し返還を求めるために必要な措置を講じることを求める。

4 事実を証する書面

請求人は、事実証明書として、次の各書面（「」内の名称は、請求人が作成した本件請求書に記載されているもの）を添付しています。

- (1) 「訴訟費用確定処分」
- (2) 「弁護士報酬に関する書類（委任契約書等）」

5 請求の受理

本件請求書は、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成25年2月27日に受理しました。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求に係る市長公用車不正使用の住民訴訟（以下「本件住民訴訟」という。）に要した訴訟費用及び弁護士費用（以下「弁護士費用等」という。）について、これを支出した執行機関としての姫路市長（以下「姫路市長」という。）には、石見利勝氏個人に対する弁護士費用等の返還請求権が存在するか否かについて、監査することとしました。

2 監査対象部局

市長公室を監査対象部局としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年3月12日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えました。

請求人からは、新たな証拠の提出はありませんでした。請求人は陳述を行い、本件請求書の補足説明を行いました。その要旨は次のとおりです。

- (1) 姫路市乗用車管理及び使用規程に照らせば、公務遂行におよそ必要のない公用車の使用は裁量権の濫用・逸脱として違法であると裁判長も判断している。
- (2) 公務終了後に私的な会合等に出席するために市長公用車を使用すべき合理的な理由を見出せないとも断じられている。
- (3) 本件住民訴訟に先立つ住民監査請求において、監査委員の合議が調わず、是正勧告がなされなかったことにより、住民訴訟を提起しなければならず、訴訟費用が発生したことにより姫路市民が損害を被っている。
- (4) 石見利勝市長（石見利勝氏個人）は裁判所から裁量権の逸脱濫用と断定されながら何の責任もとっていない。姫路市民がその費用を負担する必要はなく、石見利勝氏個人が負担するのは当然である。

4 監査対象部局の陳述

平成25年3月12日に、市長公室の関係職員による陳述の聴取を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

- (1) 本件住民訴訟は、姫路市長を被告として、被告姫路市長が石見氏に対して損害賠償請求をすることを求めるという、自治法第242条の2第1項第4号に基づくものである。
- (2) 本件住民訴訟の対象とされた公用車の利用については、訴訟前の住民監査

請求においても監査委員の合議が調わず、勧告も行われておらず、本市としては当初から一貫して違法でないと判断していたので、応訴した。

- (3) 姫路市長が被告であることから、その訴訟事務は執行機関である市長の事務であり、それに係る費用は自治法第232条第1項の規定に基づき必要な経費として支弁したものである。
- (4) 訴訟の当事者ではない石見氏が負担すべき理由はなく、本市が支出することは何ら違法な財務会計上の行為ではなく、適法な公金支出である。
- (5) 以上のことから、本件請求の棄却を求める。

5 監査の実施

請求人の主張について、事実関係において疑義が生じる事項はなかったため、主張の妥当性について、法律の解釈等について検討しました。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 適用される法律の規定

住民訴訟については、自治法第242条の2第1項で「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求（注：住民監査請求）をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内（注：60日以内）に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。」と規定されています。

その請求の一つとして、同条第1項第4号で「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求」と規定されています。

また、経費の支弁については、自治法第232条第1項で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されています。

2 判断

(1) 弁護士費用等についての考察

請求人は、本件住民訴訟のための弁護士費用等は姫路市が負担すべき合理的理由はなく、石見利勝氏個人が負担すべきであるので、その費用の返還を姫路市長が石見利勝氏個人に対して求めるよう請求しています。

そこで、まず、本件住民訴訟に係る弁護士費用等を姫路市長が支弁したことの当否について、次に、姫路市長が支弁した弁護士費用等を石見利勝氏個人が負担していないことの当否について考察します。

(2) 4号訴訟の構造について

平成14年に自治法が改正されるまでは、自治法第242条の2第1項第4号に規定する住民訴訟（以下「4号訴訟」という。）は、住民が普通地方公共団体に代位して長等の職員個人を訴えるという訴訟（いわゆる「代位訴訟」）でしたが、自治法改正により、4号訴訟の被告は普通地方公共団体の執行機関となりました。原告住民は、当該執行機関に対して、違法な財務会計行為を行った長又は職員に損害の賠償を請求するよう求め、若しくは、違法な財務会計行為の相手方に不当利得の返還を請求することを求めることになり、いわゆる「義務付け訴訟」になりました。

(3) 本件住民訴訟に係る弁護士費用等の支弁の当否について

本件請求においては、本件住民訴訟の被告である姫路市長が弁護士費用等を負担したことの合理的理由が問われていますが、その前提となる弁護士費用等の支弁について検証します。

住民訴訟に対して応訴するかどうかは姫路市長の判断であり、また、応訴活動自体も、被告が執行機関であることから、自治法第232条の規定により、その事務処理に必要な経費の支弁が認められた普通地方公共団体の事務の一つであるといえます。

また、応訴活動においては、高度で専門的な法律判断を要することから、訴訟実務や実定法に詳しい弁護士に訴訟の追行を委託した市の判断が妥当性を欠くものとはいえず、このような応訴に係る費用を当該普通地方公共団体が支弁することについて、違法・不当性は認められません。

(4) 本件住民訴訟に係る弁護士費用等の負担者について

姫路市長が支弁した本件住民訴訟に係る弁護士費用等について、石見利勝氏個人にその負担を求めることができるかが問われていますが、石見利勝氏個人に負担を求めることができるのは、損害賠償請求権若しくは不当利得返還請求権が存在する場合です。

ア 民法第709条に規定する不法行為による損害賠償について

本件住民訴訟は、姫路市長が損害賠償請求権を行使していないことに

対して提訴されたもので、自治法242条の2第1項第4号に規定される、いわゆる義務付け訴訟です。

本件住民訴訟に応訴するかどうかの意思決定及び弁護士費用等を市の公金から支出するかどうかの意思決定は、あくまでも執行機関の判断であり、その判断に石見利勝氏個人は何ら関与することがなく、弁護士費用等の公金支出について、石見利勝氏個人には民法709条に規定するような不法行為は存在しません。

したがって、石見利勝氏個人に対する姫路市長の損害賠償請求権は存在しないものと判断しました。

イ 民法第703条に規定する不当利得の返還について

本件住民訴訟の被告は姫路市長であり、弁護士費用等は姫路市長が当該普通地方公共団体の事務を処理するための経費として支弁したものであり、石見利勝氏個人のために支弁したものではありません。従って、石見利勝氏個人が弁護士費用等により不当利得を得ているとはいえ、石見利勝氏個人に対する姫路市長の不当利得返還請求権は存在しないと判断しました。

第4 結論

以上のとおり、本件住民訴訟に要した弁護士費用等の返還について、請求人の主張には理由がないものと判断します。